

2025年度 京都府委託事業 京都府要約筆記者養成講座（前期）実施要項

- 1 目的 障害者総合支援法における要約筆記者派遣事業の担い手となる要約筆記者の養成を行う。
要約筆記とは、聴覚障害のある方のために、話の内容をその場で文字にして伝えること。
- 2 主催 京都府
- 3 主管 社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会
- 4 協力 京都府中途失聴・難聴者協会、京都府要約筆記サークル連絡会
- 5 開催コース 手書きコース、パソコンコース

6 受講資格

【手書きコース、パソコンコースとも】

前期課程受講後、後期課程も受講し、認定試験を受験して京都府の要約筆記者として登録活動が可能な者（居住地は問いません）

【パソコンコース（※1）】

上記資格に加え、実技の講座にはノートPC（Windows 10 以上、セキュリティソフトインストール済、LAN ケーブル接続可能）を持参し、文章入力速度おおむね70字／分以上（※2）、パソコンの基本的操作のできる者

上記条件に満たないと判明したときは、受講ができない場合があります。

（※1）京都府内市町村（京都市以外）の前期みあい講座を修了済みで、パソコンコースのみ京都府前期課程の受講を希望する者も含む。

（※2）ほぼ手元を見ないタッチタイピングによる漢字変換後の文字数。

7 会場

京都府聴覚言語障害センター（京都府城陽市寺田林ノロ11番64）

- ・JR 城陽駅から徒歩4分または近鉄寺田駅から徒歩15分
- ・共通講座は集合形式およびWEB形式

8 日程

共通講座 10／19（日）、11／1（土）、11／16（日）

手書きコース 12／27（土）、1／25（日）、2／28（土）

パソコンコース 12／7（日）、1／10（土）、2／22（日）

- ・共通講座は、全員受講が必要（市町村で前期みあい講座を修了した者は不要）
- ・上記以外に、WEB配信による自宅学習あり。
- ・京都府内市町村（京都市以外）の前期みあい講座を修了済みで、パソコンコース

- のみ京都府前期課程の受講を希望する者は、パソコンコースの日程のみ受講。
- ・両コース同時受講も可。

9 時間 午前10:30～午後4:30（詳細は受講決定後に発送するプログラムで必ず確認のこと）

10 受講料 無料

但しテキスト代ならびに教材等一部自己負担あり

（厚生労働省カリキュラム準拠「要約筆記者養成テキスト（上・下）第2版（計4,000円）」を各自で購入する必要があります）

11 受講修了条件

全日程の80%を出席し、前期課程の内容を習得した者

12 申込方法

ホームページより別紙「受講申込書」をダウンロードして入力し、下記アドレスへ添付して送信する

kouza2@kyoto-chogen.or.jp

- ・必ずメールの件名に「前期申込み」と入れ、本文にはフルネームを記載すること
- ・Excel ファイルのまま送付すること（PDF ファイルに変換しない）
- ・申込書に記載したメールアドレスから送信すること
（講座で使用するアドレスは1つのみとする）
- ・メール送信後7日以内に受け取った旨返信がない場合は、電話で問い合わせること

メールでの申し込みができない場合は、別紙「受講申込書」に記入し、下記申込先へ郵送または持参も可

- ・ただし、郵送または持参後に、申し込みをした旨メールで必ず連絡すること
- ・メールが使用できない場合は、電話にて相談すること

13 申込受付期間

2025年9月8日（月）～9月29日（月）午後5時まで

14 申込先・問い合わせ先

〒610-0121 京都府城陽市寺田林ノ口11番64

京都府聴覚言語障害センター

京都府要約筆記者養成講座 事務局

TEL 0774-30-9000 FAX 0774-55-7708

Mail kouza2@kyoto-chogen.or.jp